

2014年2月

日高教討議資料

学校図書館の充実をめざして

～学校司書法制化の早期実現を～



日本高等学校教職員組合 中央執行委員会

目次

はじめに

I 学校教育と学校図書館の可能性(1)

1. 学校図書館とは
2. 教育に寄与する学校図書館

II 学校図書館の現状(2)

1. 不足する図書費
2. 遅れている人の配置
3. 学校司書の現状

III 学校司書法制化運動の歩み(4)

1. 日高教学校司書部のとりくみ
2. 全国の「学校司書配置」を求める動き
3. 「97改正」の内容と問題点
4. ひろがる「学校図書館に人を！」の声

IV 学校司書法制化の実現に向けて(5)

1. 日高教学校司書部の考える学校司書
2. 学校司書は教育職に相当する
3. 学校司書に求められる資格要件
4. とりくみの具体的方向
※「学校司書免許」に関する基本的な考え方

V 学校図書館法一部改正の新たな動き(8)

1. 学校図書館法一部改正の動き
2. 「骨子案」の問題点

おわりに(8)

関係法規資料(9)

学校図書館法

学校図書館法の一部を改正する法律案に対する付帯決議

衆議院

参議院

学校図書館法の一部を改正する法律案（仮称）骨子案

学校図書館の充実をめざして

～学校司書法制化の早期実現を～

2014年2月14日
日本高等学校教職員組合中央執行委員会

はじめに

2013年6月12日、国会内の超党派でつくられる「子どもの未来を考える議員連盟」は総会を開催し、その中で衆議院法制局より「学校図書館法の一部を改正する法律案（仮称）骨子案」（＜関係法規資料＞参照 P.11）が提示され協議されました。骨子案は、「学校司書」という言葉を明記し、その配置及び資質向上のための研修等の実施を「努力義務」とするものです。その内容については、はなはだ不十分であるものの、読書や調べ学習を通して「自ら学ぶ力」を育む場としての図書館、そして、本と人をつなぐ専門職としての学校司書の有用性が認識されてきていることが反映されています。

日高教はこれまで、学校図書館への「専任・専門・正規の学校司書」の配置を求めて、「学校司書の法制化」運動を展開してきました。「学校図書館法の改正」という、重要な局面において、これまで学校司書部が中心となってとりこんできた運動の経過と到達を踏まえ、あらためて学校司書の法制化についての討議資料を提示し、全組合員の討議に付すものです。職場での真摯な議論をお願いいたします。

I 学校教育と学校図書館の可能性

1. 学校図書館とは

「学校図書館法」（＜関係法規資料＞参照 P.8）において、学校図書館は「学校教育において欠くことのできない基礎的な設備」であり、「学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる」と定義されています。そして、その運営について、「図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること」「図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと」等の項目があげられています。

学習内容を補完し発展させるさまざまな資料を備え、それらを活用して児童・生徒が主体的に学び、問題解決につなげていくことを支援する学校図書館の役割は、近年ますます重要になっています。

2. 教育に寄与する学校図書館

教科における学習活動で、例えば、保健体育や現代社会などの授業で探究学習を行う際、学校図書館では、学習内容に関連した本を、他の図書館からも借りるなどして幅広く揃えま

す。そして、テーマ設定からまとめ方までを説明したワークシートや、調べ方の道しるべとなるパスファインダーなどを作成し、本と本以外の資料、インターネットの使い方などを説明します。また、修学旅行の事前学習として、平和や歴史などの関連図書リストの作成や、目立つようなコーナー設置を行っています。図書館の豊富な資料を利用することで、生徒の視野が広がり、教育の中身が深められていきます。

一方で、児童・生徒が自由に心の翼を広げ、様々な分野の読書から発見や感動を得ることができるよう、興味・関心に即した図書や成長に役立つ図書を揃え、読書意欲を高めるための展示やコーナーづくりなどを行っています。「映画化された本」「癒される本」「地元作家の本」などのコーナーは人気があります。「進路」「小論文」コーナーも常時役立っています。生徒の読書相談に応じる中で、心の成長をサポートする役割も果たしています。また、図書委員会を指導し、読書会や講演会、文化祭への出展を行うなど、生徒の自主活動を支えています。

このように学校図書館が学校教育に寄与するためには、学校司書が必要です。学校司書は、「利用者」である児童・生徒を理解し、教育目標・発達課題を把握し、それに役立つ「資料」を収集・組織化し、整備して利用に供する職員です。教育と図書館に関わる専門的知識を持ち、専任で業務を行う学校司書の存在が、学校図書館の機能をより生かすことにつながっています。

II 学校図書館の現状

1. 不足する図書費

図書館の三要素は「施設・資料・人」です。施設は、学校図書館法によって設置が義務付けられており、原則としてどの学校にも図書館（図書室）があります。

資料については、国が学校図書館図書標準を設け、学校図書館図書整備5か年計画（第1～4次）を策定、単年度200億円の図書整備費が地方交付税で措置されるなど、一定の施策が講じられています。しかし、図書標準の達成率は小学校で56.8%、中学校で47.5%しかありません（2012年度文部科学省調査；数値は公立学校のもの）。これは図書整備費が用途を限定しない一般財源であることも一因となっています。また、学校司書の配置がない学校で、図書費の予算請求が十分に出来ない現状もあります。高等学校は図書整備計画に含まれておらず、日高教では高等学校にも適用するよう文部科学省に求めているところです。

図書購入費の推移を見ると、近年、小中学校の図書費は増加しているのに対して、高等学校では減少しています（全国学校図書館協議会調査）。例えば、高等学校一校あたりの図書費は2002年度決算額111.1万円に対して、2012年度決算額80.9万円となっており（年間図書購入費の約27%減）、大幅な減少が続いています。また、手厚い予算措置のある学校と措置がほとんどない学校が生じ、学校間格差が大きくなっているのが最近の傾向です。

教育課程の展開に寄与し、生徒の学習や読書活動を支援する学校図書館の機能を発揮させるためには、図書資料を充実・更新すること、そのための図書費の保障は必要不可欠な条件です。

2. 遅れている人の配置

三要素のうち最も整備が遅れているのが、人の配置です。

現行学校図書館法に規定される司書教諭は、教諭の中から「司書教諭」の資格所持者に発令されます。教諭の補職、または校務分掌の一環としての位置づけで、教科の授業を担当しており、時間軽減のない場合がほとんどです。また、単年度ごとの発令であるため、継続して図書館の仕事に当たれるという保障はありません。

高等学校では司書教諭が図書館に関係する分掌に属していない場合も多く、担任や他分掌を担当しているため、殆ど図書館の仕事に関われないという事例も多く見られます。各道府県学校図書館協議会などの調査によると、他分掌に属する司書教諭の割合は、関係分掌に属する司書教諭を上回っており、発令は多くの学校で形骸化していると言わざるを得ません。

学校図書館法に規定される司書教諭は「当分の間置かないことができる」とする附則があったため、同法施行後半世紀にわたり、ほとんど発令されてきませんでした。1997年の学校図書館法の一部「改正」で、この附則が外され、2003年度以降、司書教諭の発令が始まりましたが、実態は前述のように形骸化が進んでいます。さらに、高等学校では、これまで学校図書館の運営を支えてきた学校司書の配置が、各地で後退してきています。

3. 学校司書の現状

学校図書館法の施行後 60 年近くにわたり、実際に学校図書館の職務を担当してきたのが学校司書です。

しかし、学校司書には法律上の規定がなく、各自治体（学校設置者）による独自採用であるため、採用時の資格要件、職名、雇用形態、その身分もさまざまです。

文部科学省の「学校図書館の現状に関する調査（2005 年度）」によると、小・中学校における学校司書の配置状況は、小学校 31.5%、中学校 32.5%でした。2012 年度より学校司書配置に関する地方財政措置（150 億円）が講じられた事もあり、2012 年度調査では、小学校 47.9%中学校 47.6%と、配置率が向上しました。しかし、その 9 割が非正規（非常勤職員）であり、専門的力量を発揮するためには厳しい状況にあります。

一方、高等学校では、採用試験の未実施や、退職不補充などにより 2005 年度 76.1%であった配置率が 2012 年度には 71.0%（同調査）と減少し続けています。配置率の減少だけでなく、非正規・兼務化の進行といった課題もあります。

秋田県では配置率 13%、正規率は 0%、5 時間 45 分勤務、月給 138,000 円の非常勤職員です。

配置率 100%の埼玉県では 12 年ぶりに採用試験が行われましたが 退職者数が採用者数をはるかに上回り依然、臨時採用者が増加しています。

大阪府では、13 年間新規採用を実施していません。2009 年度からの府教委による「専任司書廃止」方針により、専任者は 19%に落ち込み、兼務が圧倒的となっています。また、担当教職員が全く不在となっている学校も 2 割に上り、いわゆる開かずの図書館が激増しています。

このように配置率の減少だけでなく、非正規化、また正規であっても図書館専任ではなく、理科・家庭科実習助手・学校事務等、他職種との兼務化がすすめられるなど、全体的には配置状況の悪化が大きな課題になってきています。

Ⅲ 学校司書法制化運動の歩み

1. 日高教学校司書部のとりくみ

日高教学校図書館職員部（当時）は、日高教発足以来、学校図書館の専門職員制度の確立を最重要課題としてとりくんできました。そのために「学校図書館運営に携わってきた学校司書を、その職務内容にふさわしい職として法制化すること」と、「小・中・高等学校への全校配置」をめざし、請願署名、議員・諸団体への要請、文科省交渉などを継続して行ってきました。

2. 全国の「学校司書配置」を求める動き

日高教の法制化運動と並行するように、全国各地でも「学校図書館に人を！」と、学校司書の配置を求める声が、教職員だけでなく地域住民・保護者からも上がり、いくつかの自治体では、小中学校にも学校司書の配置が行われるようになりました。学校司書の配置は有効であり、その教育的効果が大きいことは、学校現場はもとより教育委員会でも認めるところとなり、1990年代以降、小中学校における学校司書の配置は徐々に拡大してきています。しかし、その大半が非正規であり資格要件もさまざまであることは、Ⅱ章4節で述べた通りです。

3. 「97改正」の内容と問題点

1997年に学校図書館法の一部が「改正」されました（以下、「97改正」）。しかし、このときの法改正は、学校司書配置や法制化を求める声に応えるものではありませんでした。それまで「当分の間置かないことができる」とされていた司書教諭を「平成15（2003）年度からは12学級以上の学校に置かなければならない」としたのが、「97改正」の主な内容でした。

日高教は、この「97改正」を検証し今後の運動に生かすため「学校図書館の充実をめざす政策検討委員会」を設立し、2002年に「学校図書館の充実をめざして」（中間報告）をまとめました。「中間報告」は、実際に配置されている学校司書について触れられていないこと、司書教諭発令を口実にした学校司書の廃止や削減の恐れがあることを指摘。今後の運動について、現状の「充て司書教諭」は「校務分掌の一つとして発令される」という文部科学省の考えを引き、「専任・専門・正規」の図書館職員制度を求めていくべきであるとしています。また、具体的な検討課題として、①新たな職名の検討＝「司書教諭」との混同を避けるため ②資格要件のさらなる研究 ③法改正の内容 ④職の位置付け＝「教育職か行政職か」の議論の決着をあげています。

4. ひろがる「学校図書館に人を！」の声

「97改正」で各校に司書教諭が置かれた2003年度以降、学校司書配置を求める声は、むしろ一層大きくなっています。充て職の司書教諭だけで図書館運営を行うのが困難であると、学校現場から声があがったことが理由の一つです。また、各地の学校司書配置運動がさらなる広がりを見せ、社会の学校図書館に対する認識が深まったこともあります。学校図書館をテーマにしたイベントが各地で実施され、学生や市民の参加も増えています。

日高教学校図書館職員部（2010年度以降は学校司書部）は、毎年の学習交流集会を中心に、各県や他団体との交流・学習を行いながら、学校司書法制化に向けてのとりくみを続け

てきました。請願行動も継続して実施され、2012年度は6会派24名の紹介議員を得ました。学校司書の訴えに耳を傾ける議員や秘書の数は年々増えています。



IV 学校司書法制化の実現に向けて

1. 日高教学校司書部の考える学校司書

「学校図書館の充実をめざす政策検討委員会」が中間報告で提示した検討課題については、学校図書館職員部（当時）で「学校司書法制化」を検討する中、論議を深めていきました。また、論議をすすめるなかで職名を「学校司書」としています。これは「司書教諭」との混同を避け、新たな学校図書館の専門職の確立をめざす方針にもとづくものです。連動して、2010年度総会において専門部の名称を「学校司書部」に変更しました。

2. 学校司書は教育職に相当する

学校司書の職の位置付けについては、その職務内容を考慮して教育職の位置づけが適格であることを、2008年度の総会で確認しました。学校司書の教育職としての職務内容を整理すると、①学校図書館を基点に学校の教育活動全般に関わること②全ての教職員と協同して学習活動や特別活動の推進に関わること。その中で、③児童・生徒に図書館の利用指導や読書相談を行う職であること④生徒図書委員の自主活動を支援・指導する職であることに整理されます。

3. 学校司書に求められる資格要件

現在、各自治体ごとに、独自に採用されている学校司書の資格要件は、司書、司書教諭、教員免許など、さまざまです。資格不問の自治体もあります。

学校司書部では、専門職の確立をめざすにあたって、一定の資格または免許が必要と考えています。しかし、現存する資格には学校司書に適するものがありません。そこで、図書館法に規定される司書資格に、学校図書館と教職に関する科目の履修を加え、新しい「学校司書免許」の新設が適切と考えました。養護教諭や栄養教諭の免許の基礎資格や単位数などを参考にして「学校司書免許に対する基本的な考え方」としてまとめ、2008年度の総会で確認しました。その後も、司書・司書教諭の養成課程を担当する大学の研究者の意見を聞くなどして、検討を重ねています。

したがって現段階では、図書館運営の専門家としての司書資格に加えて、教育に関する活動に携わる者として教職分野の要件を加味し、新たに「学校司書免許」制度の確立が必要と考えます。

4. とりくみの具体的方向

- ① 学校図書館法第2条に定義されるすべての学校に、学校司書を配置すること。
- ② 学校図書館法、学校教育法、教職員定数の標準法、ほか関連法規に職名「学校司書」を明記し、法的な位置づけを確立すること。
- ③ 学校司書は学校図書館の専門的な職務を掌る職とし、教育職に位置付けること。
- ④ 学校司書の専門性を保障するため、図書館法に規定される司書資格を基礎として、教職に関する科目を付した新しい「学校司書免許」を設けること。

以上の原則に基づき、日高教学校司書部は国及び自治体への要請および関係諸団体等に共同の呼びかけを行っています。

※「学校司書」免許に関する基本的な考え方

<原則（1種免許状）>

司書資格＋学校図書館に関する科目16単位＋教職に関する科目19単位

- * 単位数は97年日高教「専任司書教諭」1種（図書館40単位：教職19単位）を基準に考えています。

<考え方>

1. 図書館法に規定される司書資格を基礎資格とする。
司書の資格は、学士（学士・準学士・修士）の学位をもつことを基礎としている。
2. 司書資格に加えて、学校図書館に関する専門科目と教職に関する科目を修得するものとする。
3. 司書資格は教育職員普通免許の「教科に関する科目」にあたる。
4. 移行期には、勤務年数に応じて単位の読み替えがある。栄養教諭の例でみると、3年の在職経験＋「栄養に関する科目2単位」「教職に関する科目8単位」（1種）となっている。これを参考に、3年の在職経験＋「学校図書館に関する科目8単位」「教職に関する科目8単位」程度が目安となる。さらに経験年数が多くなれば、読み替え単位数は増える。
5. また、新免許への移行を希望する現職者は、全員の希望が叶えられるよう講習などの措置を講じる。勤務年数の読み替えをしても基礎資格に単位不足が生じた場合、必要な科目の講習が受けられるよう措置するものとする。
6. 上記<原則>は、現行教免法1種を基準に考えている。現行法に順じれば、専修、1種、2種などのバリエーションが生じる可能性がある。

<学校司書免許案>

	基礎資格	学校図書館に関する科目	教職に関する科目	
学校司書	学士の学位を有すること、かつ図書館法に規定する司書資格を有すること	16	19	

◎ <参考案：学校図書館に関する科目例>

学校図書館に関する科目	(例)
学校図書館概論	
学校経営と学校図書館	☆
学習指導と学校図書館	☆
情報教育と学校図書館	
情報メディアの活用	☆
学校図書館メディアの構成	☆
学校図書館資料論	
学校図書館資料組織法 (論)	
学校図書館活動論	
児童青少年 (ヤングアダルト) 資料	
児童青少年の読書	
読書と豊かな人間性	☆
学校図書館におけるレファレンス	
学校図書館における利用指導	
学校図書館実習	

☆は現行司書教諭の履修科目
←学校図書館に関する科目として
左表 (例) から16単位

<参考資料2：現行資格>

(1) 司書資格に必要な科目と単位

必修科目	単位数
生涯学習概論	1
図書館概論	2
図書館経営論	1
図書館サービス論	2
情報サービス概説	2
レファレンスサービス演習	1
情報検索演習	2
図書館資料論	1
専門資料論	2
資料組織概説	2
資料組織演習	1
児童サービス論	
選択科目 (2つ以上選択)	単位数
図書及び図書館史	1
資料特論	1
コミュニケーション論	1
情報機器論	1
図書館特論	1

上記表以外に図書館実習

(2) 司書教諭資格に必要な科目と単位

必修科目	単位数
学校経営と学校図書館	2
学校図書館メディアの構成	2
学習指導と学校図書館	2
読書と豊かな人間性	2
情報メディアの活用	

教員の普通免許に加え、上記10単位

V 学校図書館法一部改正の新たな動き

1. 学校図書館法一部改正の動き

日高教学校司書部を中心に推進してきた学校司書法制化の運動とは別に、学校司書の法制化などの課題を検討し、学校図書館法を再改正しようという注視すべき動きが出てきました。

2010年6月に、子どもの未来を考える議員連盟（会長 河村建夫衆議院議員）と文字・活字文化推進機構（理事長 肥田美代子）、学校図書館整備推進会議（議長 小峰紀雄）の3団体で構成する学校図書館活性化協議会が設置され、2012年7月には、子どもの未来を考える議員連盟から議員立法で、学校図書館法の一部改正案を上程する予定であることが明らかにされました。さらに2013年6月に「議連」の総会で、衆議院法制局より「学校図書館法の一部を改正する法律案（仮称）骨子案」（〈関係法規資料〉参照 P.11）が提示されるに至っています。

2. 「骨子案」の問題点

「骨子案」では学校司書の職名が明記されているものの、「専ら学校図書館の職務に従事する職員」と記述されており、学校司書の職務が限定される危険性があります。本来、学校司書は選書や資料の組織化、利用指導などにおいて専門的な判断を行い、また、生徒の学習・読書・自主活動を支援するなど、他の教職員と共に教育活動全般に関わる職です。

また、「置くよう努めなければならないこと」としている点では、各自治体等の「努力」に任せるものとなり、すべての学校図書館に配置される保障はありません。「学校司書配置に関する地方財政措置」の対象外である高等学校では、配置状況がさらに後退する危険性もあります。

こうした点から「骨子案」は学校図書館の充実を推進するには十分とはいえません。日高教学校司書部の要求してきた内容に近づけるためにも、関係議員や文科省をはじめ図書館関係諸団体等へのはたらきかけを強めることが求められます。

おわりに

学校図書館の充実と専任・専門・正規の学校司書制度の確立を求める要求と運動は、子どもたちの豊かな成長を促す教育条件の整備と一体のものであります。

教育への公的支出の割合を OECD 加盟国平均並に引き上げて、教育予算を大幅に増額することが必要です。そして、図書整備費の措置や学校司書の配置における自治体間、学校間の格差をなくすことです。どの自治体のどの学校に通う子どもたちにも、同じ水準の学校図書館を整備することが重要です。日高教は、学校図書館の充実のため、学校司書制度の確立のため力を尽くします。



<関係法規資料>

学校図書館法

昭和 28 年 8 月 8 日 法律第 185 号制定

平成 13 年 3 月 30 日 法律第 9 号改正

第1条 (この法律の目的)

この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もって学校教育を充実することを目的とする。

第2条 (定義)

この法律において「学校図書館」とは、小学校(盲学校、聾学校及び養護学校の小学部を含む。)、中学校(中等教育学校の前期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含む。)及び高等学校(中等教育学校の後期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。)(以下「学校」という。)において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料(以下「図書館資料」という。)を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによつて、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

第3条 (設置義務)

学校には、学校図書館を設けなければならない。

第4条 (学校図書館の運営)

学校は、おおむね左の各号に掲げるような方法によつて、学校図書館を児童又は生徒及び教員の利用に供するものとする。

- ① 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。
 - ② 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
 - ③ 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。
 - ④ 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。
 - ⑤ 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。
- 2 学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

第5条 (司書教諭)

学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。

- 2 前項の司書教諭は、教諭をもつて充てる。この場合において、当該教諭は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。
- 3 前項に規定する司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。
- 4 前項に規定するものを除くほか、司書教諭の講習に関し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

第6条 (設置者の任務)

学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。

第7条(国の任務)

国は、学校図書館を整備し、及びその充実を図るため、左の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- ① 学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立すること。
- ② 学校図書館(国立学校の学校図書館を除く。)の設置及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。
- ③ 前各号に掲げるものの外、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること。

附 則 抄

1(施行期日) この法律は昭和29年4月1日から施行する。

2(司書教諭の設置の特例) 学校には、平成15年3月31日までの間(政令で定める規模以下の学校にあつては、当分の間)、第5条第1項の規定にかかわらず、司書教諭を置かないことができる。

附 則(平成9年6月11日法律第76号)この法律は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年3月30日法律第9号)抄

第1条(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。(後略)

学校図書館法の一部を改正する法律案に対する付帯決議

【参議院】

平成9年5月9日 参議院本会議にて決議

- 1 政府及び地方公共団体は、司書教諭の養成・発令を計画的に促進すること。なお、小規模校への設置についても検討すること。
 - 2 政府は、司書教諭講習について、社会の情報化などの進展に応じて、講習内容の現代化を図るとともに、教員免許状取得前の受講を可能にするなど受講資格を弾力化すること。
 - 3 政府は、学校図書館の利用状況、学校図書館において司書教諭の果たす役割等を勘案し、司書教諭の教諭としての職務の在り方に関し、専任の司書教諭の在り方を含め、検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。
 - 4 政府及び地方公共団体は、司書教諭の設置及びその職務の検討に当たっては、いわゆる学校司書がその職を失う結果にならないよう配慮すること。
 - 5 政府及び地方公共団体は、学校週5日制の完全実施の時期を目途に、学校図書館の図書の実質を図るとともに、マルチメディア時代に向けた学習情報センターとしての機能の実質に努めること。
 - 6 政府は、学校図書館の実質強化に対する国民の期待に応えるよう、将来の学校図書館の総合的な政策について引き続き検討を行うこと。
- 右決議する。

【衆議院】

平成9年6月3日 衆議院本会議にて決議

政府及び地方公共団体は、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 1 学校図書館は次世代の知と生きる力を育む宝庫であり、政府及び地方公共団体は不断的努力でその充実に取り組み、学校教育における図書館の重要性を広く啓蒙するとともに、今後中長期の学校図書館の在り方を総合的に検討すること。
- 2 政府及び地方公共団体は、この法律の趣旨を体し、司書教諭の計画的養成・発令に努めるとともに、小規模校への設置についても配慮すること。
- 3 政府は、司書教諭講習について、講習内容の現代化及び教員免許状取得前の受講を可能にするなど受講資格の弾力化を図り、時代の進展に応じたものとなるよう努めること。
- 4 政府は、学校教育における学校図書館の意義・機能・司書教諭の果たす役割等を勘案し、司書教諭の教諭としての職務の在り方に関し、担当授業時間数の軽減や司書教諭の専任化を含め、検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。
- 5 政府及び地方公共団体は、司書教諭の設置及びその職務の検討に当たっては、現に勤務するいわゆる学校司書がその職を失う結果にならないよう配慮するとともに、職員配置を含めた、学校図書館整備のための地方公共団体独自の施策を、より一層充実するよう配慮すること。
- 6 政府及び地方公共団体は、ひきつづき、学校図書館資料の充実を図るとともに、マルチメディア時代に向けた学習情報センターとしての機能の充実に努めること。

学校図書館法の一部を改正する法律案（仮称）骨子案

衆議院法制局

一 学校司書

- 1 学校には、司書教諭のほか、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進を図るため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（2において「学校司書」という。）を置くよう努めなければならないこと。
- 2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと。

二 施行期日

この法律は、〇〇〇から施行すること

発行：日本高等学校教職員組合 中央執行委員会

連絡先：〒102-0084 東京都千代田区二番町12-1 全国教育文化会館
全日本教職員組合 学校司書部

Tel 03 (5211) 0123 E-Mail : zenkyo@educas.jp